

## 成田市空家改修補助金

# 空家の 改修費用を 補助します

(一部)



### 住宅用改修

移住・定住向け

上限 50 万円

補助率 1/2

※移住・定住とは、市外から市内へ転入する方、世帯分離により市内で転居する方、市内の賃貸住宅から転居する方など

### 事業用改修

事業向け

上限 100 万円

補助率 1/2

※地域コミュニティの維持及び再生に寄与するものであって、レストラン、カフェ、商業施設、テレワーク施設、交流施設などに活用するもの

成田市 土木部 建築住宅課

TEL 0476-20-1564



成田市では、空き家の有効活用を推進するため、改修費用の一部を補助します。  
次の目的別に2つのタイプを用意しています。

- ① 住宅用改修・・・空き家を改修し、改修後の用途を居住の用に供するもの
  - ② 事業用改修・・・空き家を改修し、改修後の用途を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他地域の活性化に資するもの
- ※住宅用改修： 移住・定住の促進（市外から転入、市内の親世帯から世帯分離、市内賃貸住宅から転居など）  
※事業用改修： 地域コミュニティの維持及び再生に寄与するものであって、レストラン、カフェ、商業施設、テレワーク施設などとして活用するもの

## 補助の対象となる空き家

次の全ての条件を満たす空き家が対象

- ① 1年以上使用されていない一戸建ての住宅（併用住宅含む）である空き家
- ② 都市計画法に適合している空き家
- ③ 建築確認済証の交付を受けているもの（下総・大栄地区の木造住宅は、平成13年より以前のものは建築確認済証がない場合があります。）
- ④ 防災の視点から危険な区域等※に存しない空き家  
※土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別区域に存するとき  
※建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域に存するとき

## 補助対象者

### ◆共通事項

- ① 空き家改修が完了してから、10年以上対象物件を活用すること
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員等でないこと

次のいずれかに該当する方

### ◆住宅用改修：住宅として自ら居住する方

- ① 市内の賃貸住宅や親世帯又は市外から補助対象空き家へ転居する方

### ◆事業用改修：補助対象空き家を事業用の用途に改修し、自ら事業を営む方

- ① 法人、個人、区、自治会、町内会等の地域団体

## 補助対象工事

### ◆補助対象空き家の屋根・壁・内装や風呂・トイレなどの設備の改修に掛かる費用

※増築や外構工事、家具にかかる費用などは対象外

## 補助金の額

### ◆住宅用改修…補助対象経費の2分の1（上限50万円）

### ◆事業用改修…補助対象経費の2分の1（上限100万円）

※千円未満は切り捨て

※成田市空家バンク登録物件は、補助額に10万円加算

補助金の交付を受けようとする方〈申請者〉



●住宅用改修の例

- ①市外から移住・定住する場合・・・(現在市外に住んでいる方が、成田市へ移住するために空家を取得又は賃借し、自己居住のために改修する場合)
- ②市内の親世帯から世帯分離する場合・・・(現在成田市の実家に住んでいる方が、親世帯から独立し、空家を取得又は賃借して自己居住のために改修する場合)

●事業用改修の例

- ①地域活性化に向けた移住定住のための「賃貸住宅」
- ②子育て世帯の住まいの確保や子育て住環境の整備のための「子育て世帯向け住宅又は子育て支援施設等」
- ③地域創生に向けた商業・観光振興のための「宿泊施設、レストラン等」
- ④中心市街地の賑わい創設のための「シェアオフィス、カフェ、商業施設等」
- ⑤二地域居住(2つの生活拠点を構えること)や新しい働き方実現のための「テレワーク施設等」

【補足事項】改修にあたっては、各法令を遵守し、必要な手続きを行ってください。

- ①改修後の建物の用途については、都市計画法・建築基準法に適合する計画とすること。
- ②地域によっては、都市計画法上の許可等が必要になる場合があります。
- ③改修の内容によっては、建築確認申請が必要になる場合があります。

※空き家を改修するにあたっては、耐震性について確認することをおすすめします。

戸建て住宅については、耐震診断費(2/3・上限8万円)、耐震改修工事(4/5・上限115万円)の補助制度があります。空家補助制度との併用も可能です。条件がありますので、併せてご相談ください。

## 1 補助金の申請に必要な書類

- 空家改修補助金交付申請書（第1号様式）
- 補助対象空家の位置図
- 補助対象空家の現状が確認できる写真
- 補助対象空家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は補助対象空家の所有者が確認できる書類の写し
- 補助対象空家が現に1年以上使用されていないことが確認できる書類の写し
- 実施計画書（第2号様式）
- 空家改修に係る見積書の写し
- 市税の納付状況を確認できる書類
- 補助対象空家の所有者が申請者以外又は複数の場合にあつては、申請者以外の全ての所有者から当該補助対象空家を改修することについての同意を得たことを証する書類
- 補助対象空家の賃借人にあつては、賃貸借契約書の写し
- 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- 誓約書（第3号様式）
- 事業用にあつては、別添様式による「事業計画書」
- その他

## 2 変更申請に必要な書類

- 空家改修補助金変更申請書（第5号様式）
- 変更に係る書類

## 3 中止申請に必要な書類

- 空家改修中止届（第7号様式）

## 4 完了実績報告に必要な書類

- 空家改修完了実績報告書（第8号様式）
- 空家改修に係る契約書の写し
- 空家改修が完了したことを証する写真（改修前・改修中・改修後）
- 空家改修に係る領収書の写し
- 住宅改修にあつては、世帯全員の続柄の記載された住民票の写し
- その他

## 5 補助金の請求に必要な書類

- 空家改修補助金交付請求書（第10号様式）

## 6 活用状況の報告に必要な書類

- 活用状況報告書

※完了後10年間は、活用状況について報告が毎年必要です。

### 注意事項

- ・すでに完了や着手した工事は補助の対象となりません。
- ・関係法令を十分遵守し、計画・工事を行ってください。
- ・予算額に達した時点で受付は終了となります。

### お問い合わせ先（受付窓口）

- 成田市 土木部 建築住宅課（市役所5階）
- TEL 0476-20-1564